



渋川市地域包括支援センター運営業務

委託候補法人公募要項

2次募集

令和8年10月

渋川市福祉部高齢福祉課
(中央地域包括支援センター)

目 次

1	公募の趣旨	1
2	公募内容	1
1	業務名	1
2	委託期間	1
3	公募圏域	1
4	人員体制	1
5	法令等の遵守及び契約解除	1
6	業務内容	2
7	業務全般	2
8	契約方法	2
9	応募資格・要件	2
10	運営に係る財源等	3
3	公募方法	4
1	スケジュール	4
2	公募説明会	4
3	公募要項等の配布	5
4	応募方法等	5
5	質疑、回答及び公表	6
4	選定方法	7
1	選定委員会による審査	7
2	選定基準	7
3	委託法人の決定	7
5	その他	8
1	保険の加入	8
2	準備行為等	8
3	業務の引継	8
	別紙	9
	別紙 1 公募圏域 (2-3 関係)	9
	別紙 2 選定基準 (4-2 関係)	10

1 公募の趣旨

渋川市（以下「市」という。）では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する包括的支援事業を一体的かつきめ細やかに実施するため、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を8か所設置し、平成30年度より7か所のセンター運営を市内の社会福祉法人等に委託している。

このたび、現在の委託契約期間が令和8年度をもって満了することに伴い、令和9年度から開始する次期3年間のセンター運営業務委託法人を公募するものである。

2 公募内容

1 業務名

渋川市地域包括支援センター運営業務委託

2 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

3 公募圏域

公募圏域については、1次募集で委託候補法人の選定に至らなかった金島・伊香保圏域とする。

なお、市内圏域は、別紙1のとおりである。

4 人員体制

センターには、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（以下、「三職種」という。）を、常勤専従で各1名以上配置し、管理者を常勤させること。詳細については、別添仕様書のとおりとする。

5 法令等の遵守及び契約解除

（1）法令等の遵守

センターの運営は、法、条例及びセンター運営方針を遵守すること。

（2）公平・中立性

センターの運営は、正当な理由なく特定の事業者等を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

（3）契約の解除

その業務につき著しく不適当と認めた場合、又は関係法令、条例及び規則等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

また、受注者の都合による予告のない契約の解除権の行使は認めない。

6 業務内容

法第115条の45第1項及び第2項に規定する業務等とする。本業務の詳細については、別添仕様書のとおりとする。

なお、法改正等により業務が追加、変更及び削減される場合は、随時、契約内容等を変更するとともに、業務を実施するものとする。

7 業務全般

業務にあたり次の各号を遵守するものとする。詳細については、別添仕様書のとおりとする。

(1) 事務所及び設備

ア センターの設置場所及び設備については、委託法人が確保・整備すること。

イ センターの運営に必要な事務室、相談室を設けること。

(2) 業務時間等

ア 窓口開設日は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く）

イ 窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

8 契約方法

随意契約（渋川市地域包括支援センター委託候補法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査から、委託法人の決定までの流れについては4-1から4-3にて後述）

9 応募資格・要件

包括的支援事業等を適切、公正、中立かつ効率的に実施でき、以下の要件を全て満たす法人であること。

(1) 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人で、令和8年4月1日現在、市内において介護保険サービスを1年以上提供していること。ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。

(2) 応募する圏域にセンターを設置できること。

(3) 応募は1法人1圏域とする。

なお、1次募集で委託が決まっている法人であっても、応募する圏域にセンターを設置できれば応募可能とする。

また、1次募集で選定されなかった法人であっても、応募資格・

要件を満たせば再度応募することができる。

- (4) 法第115条の2第2項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 申請日から過去3年以内に、改善命令、指定取消等の行政処分を受けていないこと。
- (6) 過去3年間、国税、地方税の滞納がないこと。
- (7) 地方自治法第244条の2第11項の規定による取り消しを受けたことがないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (9) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない、又は、この応募における申請日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした。
 - イ 会社更生法の適用を申し立てし、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない。
 - ウ 民事再生法の適用を申し立てし、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している。
 - オ 破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされ、開始決定されている。
 - カ 法に規定されている指定欠格事由に該当する。

10 運営に係る財源等

(1) 運営財源等

ア 包括的支援事業（委託料）

委託料は、1年間18,300千円を上限とする。

委託料には、人件費、管理運営費（光熱水費、維持管理に要する経費等）が含まれる。ただし、委託料については議会の議決をもって確定する。

なお、収支精算額が、市が示した上限額を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

イ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護報酬）

介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントについては、必要に応じて委託法人が独自に従事者を雇用すること。

また、介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所に委託して

作成した場合、委託先の居宅介護支援事業所に対し、介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費と同額を支払うこととする。

ウ 上記ア・イの取り扱いについては、老振発 1129 第 2 号地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について（介護保険最新情報 Vol. 572）のとおりとする。

（２） 経理区分

上記、ア委託料、イ介護報酬は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備すること。

3 公募方法

1 スケジュール

年 月 日	内 容	場 所 ・ 方 法
令和 8 年 1 0 月 1 6 日	公募開始	
	公募説明会	市役所 3 階第 2 会議室
	質疑受付開始	電子メールで受付
令和 8 年 1 0 月 2 3 日	質疑受付終了	電子メールで回答及び ホームページに掲載
令和 8 年 1 1 月 2 日	応募書類受付開始	市役所高齢福祉課
令和 8 年 1 1 月 1 6 日	公募締切	
令和 8 年 1 2 月 2 2 日	審査・委託候補法人選定	市役所 3 階大会議室
令和 9 年 2 月上旬	委託契約締結	
令和 9 年 2 月上旬 令和 9 年 3 月 3 1 日	（法人が代わる場合） 業務引継及び研修実施	市役所会議室等 各法人
令和 9 年 4 月 1 日	運営業務開始	

2 公募説明会

公募についての説明会を下記のとおり開催する。

（１） 日時

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）午後 1 時 3 0 分から 3 時 3 0 分まで

（２） 場所

渋川市役所本庁舎 3 階第 2 会議室

（３） 資料

説明会資料は、次項「3 公募要項等の配布」に従い、印刷のうえ持参すること。

（４） 申込方法

事前に電話又は F A X により申し込むこと。ただし、参加者は 1 法人につき 2 人までとする。

(5) 申込先

渋川市福祉部高齢福祉課地域支援係

(中央地域包括支援センター)

電 話 0 2 7 9 - 2 2 - 2 1 7 9 (直通)

F A X 0 2 7 9 - 2 0 - 1 1 0 3 (直通)

3 公募要項等の配布

本業務委託に係る公募要項、仕様書及び応募書類等は、市ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.city.shibukawa.lg.jp/>

4 応募方法等

応募する法人は、次のとおり申請するものとする。

(1) 公募期間

令和8年10月16日(金)から令和8年11月16日(月)まで

(2) 応募書類受付期間

令和8年11月2日(月)から令和8年11月16日(月)まで
午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先

渋川市福祉部高齢福祉課地域支援係

(中央地域包括支援センター)

住所 渋川市石原80番地

電話 0 2 7 9 - 2 2 - 2 1 7 9

(4) 提出方法

持参による提出のみとする。提出する際には電話予約のうえ来庁すること。

(5) 提出書類

別添「渋川市地域包括支援センター運營業務委託候補法人公募に係る応募書類一覧表」を参照。

(6) 提出部数

正本1部及び副本6部(複写可)を提出すること。

(7) 提出の際の留意点

ア 応募する法人は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなす。

イ 応募書類を提出した後において、記載内容の誤り及び書類不備等による応募書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
ただし、市の指示により書類の修正、追加を行う場合は除く。

ウ 各応募様式については、特に指定がない場合は、令和８年６月１日現在で記入すること。

(８) 費用負担

応募書類の提出に係る一切の費用は、法人の負担とする。

(９) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんに関わらず返却しないものとする。

また、渋川市情報公開条例（平成１８年渋川市条例第８号）及び個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の定めるところにより、公開される場合がある。

(１０) 応募申請の取消

法人が選定の日までの間に次のいずれかに該当した場合は、応募申請を取消し、失格とする。

ア 応募の採否の働きかけを行う目的で、法人又はその関係者が市職員等と接触を持ったとき

イ 応募書類に虚偽があるとき

ウ 市民の疑惑や不信を招くような行為があるとき

エ その他不正な行為があるとき

(１１) 応募申請の辞退

応募書類を提出した後において辞退する場合は、辞退届（様式第１０号）を提出すること。

５ 質疑、回答及び公表

応募に関して質疑がある場合は、市福祉部高齢福祉課地域支援係（中央地域包括支援センター）に質疑の内容を電子メールにて提出すること。回答については電子メールで送付する。

(１) 質疑の受付

令和８年１０月１６日（金）から令和８年１０月２３日（金）午後５時１５分まで

(２) 送信先アドレス

houkatsu@city.shibukawa.gunma.jp

(３) メール表題

「包括応募質疑（〇〇法人〇〇〇）」とすること。

(４) 回答の送信

ア 回答日 令和８年１０月２８日（水）

イ 回答方法 公募説明会に参加した全ての法人あて電子メールで回答する。

なお、質疑の内容が審査に支障を来す場合は、回答しないことがある。

(5) 公表

質疑及び回答は併せて市ホームページに掲載する。

4 選定方法

1 選定委員会による審査

市が設置する選定委員会において書類審査及びヒアリングにより、本業務に対する考え方や理解度、業務運営能力を総合的に評価し、委託候補法人を選定する。ヒアリング日程等については別途通知する。

なお、応募書類に基づき、本公募要項で定める応募資格を事前に確認し、応募資格を満たしていない法人は、その時点で失格としヒアリングに進めないものとする。

2 選定基準

選定基準は別紙2のとおりとする。

3 委託法人の決定

(1) 決定

委託法人の決定は、選定委員会の報告に基づき渋川市高齢者福祉推進委員会に協議のうえ市長が行う。

なお、書類審査及びヒアリングの評価によっては、該当法人なしの判断をする場合がある。

(2) 通知及び公表

委託法人の決定は、法人に文書で通知し、並びに広報しぶかわ及び市ホームページに掲載して公表する。ただし、法人の名称は順位第1位の法人名のみ公表する。

(3) 決定の取消し

委託法人の決定後であっても、応募書類の内容に虚偽又は重大な乖離がある場合や、契約締結日までに応募資格・要件を欠く事態が生じた場合は、決定を取り消す場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。

なお、取り消した場合には、次点の法人を繰り上げて決定することがある。

(4) 委託法人の辞退

委託法人の決定を受けた後に、委託法人の決定を辞退する場合は、結果通知書到達後7日以内に、任意の様式により辞退届を提出する

ものとし、正当な理由なく辞退することは認めない。

委託法人の決定を辞退したことにより、市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

委託法人の決定を辞退した場合には、次点の法人を繰り上げて決定する場合がある。

(5) その他

ア 委託法人として決定されなかった場合において、職員採用に伴う人件費、建物準備に関する費用（改修費、備品調達費等）、他付随費用について、市は一切責任を負わない。

イ 審査の内容や得点、順位等に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

5 その他

次の事項の詳細については、別添仕様書のとおりとする。

1 保険の加入

委託法人は、本業務の実施に係る賠償保険等に参加すること。

2 準備行為等

令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和9年3月31日以前に業務の引継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加等を行うこと。ただし、研修会参加や準備に要する全ての費用については委託法人が負担するものとする。

3 業務の引継

委託法人が変更になる場合、変更後の委託法人は業務の移行を円滑に行うため、変更前の委託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを令和9年3月末までに行うこと。

<提出及び問い合わせ先>

渋川市福祉部高齢福祉課地域支援係（中央地域包括支援センター）

住 所：〒377-8501

渋川市石原80番地（市役所本庁舎1階）

電 話：0279-22-2179（直通）

FAX：0279-20-1103（直通）

E-mail：houkatsu@city.shibukawa.gunma.jp

公募圏域（2－3 関係）

公募する圏域は、金島・伊香保圏域とする。

日常生活圏域及び人口

（各数値は令和 8 年 3 月現在）

圏域No.2 金島・伊香保地域包括支援センター	
担当地域	金島(金井(軽浜)を除く)、伊香保
地域人口	11,082
高齢者数	4,100
要支援認定者数	164
サービス利用者数	129

圏域No.5 小野上・子持地域包括支援センター	
担当地域	小野上、子持
地域人口	11,769
高齢者数	4,504
要支援認定者数	183
サービス利用者数	135

圏域No.6 赤城地域包括支援センター	
担当地域	赤城
地域人口	8,451
高齢者数	3,769
要支援認定者数	146
サービス利用者数	112

圏域No.1 西部地域包括支援センター	
担当地域	渋川西部、金井(軽浜)
地域人口	6,368
高齢者数	2,685
要支援認定者数	166
サービス利用者数	116

圏域No.7 北橋地域包括支援センター	
担当地域	北橋
地域人口	8,168
高齢者数	3,205
要支援認定者数	132
サービス利用者数	100

(参考) 中央地域包括支援センター	
担当地域	渋川東部、石原(熊野町)
地域人口	4,892
高齢者数	1,615
要支援認定者数	117
サービス利用者数	83

圏域No.4 豊秋地域包括支援センター	
担当地域	豊秋(石原(熊野町)を除く)
地域人口	8,322
高齢者数	2,611
要支援認定者数	133
サービス利用者数	92

圏域No.3 古巻地域包括支援センター	
担当地域	古巻
地域人口	11,942
高齢者数	3,552
要支援認定者数	111
サービス利用者数	89



選定基準（4－2 関係）

選定基準は下記のとおりとする。

審 査 項 目	評 価 項 目
事務所設置について	高齢者・相談者への配慮が行き届いているか、事務室・相談室のスペースが十分に確保されているか。
職員配置について	職員の配置やチームアプローチに対する考え方が適切か、資質向上や職員の定着に対する取組が十分か、職員の業務経験は十分か、職員欠員時の対応に実効性が認められるか。
事業所運営の基本方針等について	応募理由や運営方針が適切か、緊急時、災害時の体制・対応や苦情処理の対応が適切か、個人情報保護・管理に対する取組が適切か、公正・中立性の確保についての実効性は認められるか。
法人実績について	経営の安定性はあるか、介護保険サービスや高齢福祉、委託事業等の実績は十分か。
業務・実施計画等について	地域包括支援センター運営業務についての取組や考え方は適切か。